# 那政委第15号 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本要領は、那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託を発注するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

# 2 業務概要

(1)業務名

那政委第15号 那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託

(2)業務内容

別紙「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」 という。)のとおり

(3)委託業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4)予算上限額

金6,534,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

# 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。 なお、同一の者が複数の提案を行うことはできない。

- (1) 那珂市物品・役務等入札参加者資格審査要項に基づく、令和4・5年度物品・役務等入札 参加有資格者名簿に登載されている(若しくは参加意向申出書提出時までに登載が予定さ れている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく那珂市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っている者でないこと。
- (4) 那珂市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 那珂市暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこと。
- (6) 平成30年4月1日から公告日(令和5年12月19日)までにおける総合戦略や総合計画策定の元請としての受託実績があること。
- (7) 令和2年4月1日から公告日(令和5年12月19日)までに、茨城県又は県内の那珂市 と同等規模以上の市におけるDX推進及びウェルビーイング指標に係る計画等の策定または 策定支援等の実績があること。

### 5 参加意向の申出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書(様式第1号)と業務実績書(様式第2号)を提出すること。

(1)提出期間

令和6年1月24日(水)午後5時まで

(2)提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便(封筒の表に「参加意向申出書在中」と朱書きすること。)とする。

(3)提出場所

「14提出・問い合わせ先」参照

(4)提出部数

提出部数は、1部とする。

(5)参加の辞退

参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合には、辞退届(様式第6号)により、その 旨を記述し、令和6年2月2日(金)までに提出すること。

# 6 質問の受付及び回答

(1)提出期間

令和6年1月17日(水)午後5時まで

(2)提出方法

質問書(様式第5号)を使用し、電子メールにて質問すること。電子メール以外の方法で 提出された質問に対しては回答しない。

(3)提出先

「14提出・問い合わせ先」参照

(4)回答日

令和6年1月22日(月)

(5)回答方法

原則、すべての質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

## 7 企画提案書等の提出

(1)提出期間

令和6年1月25日(木)午前9時から令和6年2月2日(金)午後5時まで (郵送による場合は必着)

(2)提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便(封筒の表に「公募型プロポーザル 企画提案書等在中」と朱書きすること。)とする。

(3)提出場所

「14提出・問い合わせ先」参照

(4)提出部数

18部

(5) 企画提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、提出すること。

- ア 企画提案書(表紙:様式第3号 その他:様式任意)
- イ 見積書(様式任意)
- ウ 業務実施体制 (様式第4号)

※本業務遂行にあたり再委託を実施する場合、再委託先における配置予定者について 様式第4号に記載の上、提出すること。

(6) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、A4版(文字サイズ12ポイント以上)の両面印刷を原則とし、全体で20頁以内にて作成すること。なお、文書の補完のため写真やイラスト等を用いることを可とする。

#### 8 審査の実施

(1) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査を実施する。なお、企画提案者が多数の場合は、書類選考(一次審査)を行い、プレゼンテーション審査の対象を上位3者程度の提案に限定する場合がある。 その際、書類選考(一次審査)の結果及び日程等の変更の有無については、企画提案者に別途通知する。

(2) 審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書に沿った内容とし、追加資料の配 布は認めない。

プレゼンテーションの方法は企画提案者の任意とし、パソコン等を使用する場合は企画提案 者が用意すること。プロジェクター、スクリーンについては、那珂市が用意する。

(3) プレゼンテーション審査実施日

令和6年2月14日(水)

実施時間及び場所等の詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションの実施は企画提案書の提出順とする。

(4)出席者

3名以内とし、説明は本事業と直接関わる者とする。

なお、業務実施体制に記載された管理責任者及び担当者の参加は必須とする。

(5) 所要時間

30分程度とする。(企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度)

## 9 審査方法等

本業務委託契約の交渉権者を選定するため、「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略策定支援 業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、以下のとおり実施する。

# (1)審査方法

選定委員会は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容等を下記(2)に定める「審査基準」に基づき採点する。その結果、審査の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として選定する。合格点が同点となった場合は、選定委員会の評決による。

# (2)審査基準

提出された企画提案に対する審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
		一次審査	二次審査
表現力、取組意	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があ	-	5
欲、コミュニケ	るか。		
ーション力	・業務に対する取組姿勢が高く、熱意を感じられる		
	か。		
	・質問者の意図を速やかに理解し、十分な回答がで		
	きているか。		
業務実績	・平成30年4月1日から公告日(令和5年12月	1 0	1 0
	19日)までにおける総合戦略や総合計画策定の元		
	請としての受託実績があり、アンケート分析や人口		
	ビジョン、地域ビジョンに関する知見が豊富である		
	か。		
	・令和2年4月1日から公告日(令和5年12月1		
	9日)までに、茨城県又は県内の那珂市と同等規模		
	以上の市において、DX推進及びウェルビーイング		
	指標に係る計画類の策定又は策定支援等の実績があ		
	り、DX及び情報化・デジタル化に関する専門的な		
	知見が豊富であるか。		
業務実施体制	・業務実施が可能な人員、実施体制が確保され、適	1 5	1 5
	切な進捗管理とともに、滞りなく業務が遂行できる		
	体制となっているか。		
	・業務従事者が同種事業の実績があり、業務の実施		
	に必要な知見、ノウハウを有するか。		

総合戦略策定	・第2期総合戦略の分析、課題抽出等の検証をするた	-	4 0
に関する提案	めの評価シートやヒアリング方法が示されている		
	か。		
	・検証結果を取りまとめ、那珂市デジタル田園都市		
	構想総合戦略に反映する方法が示されているか。		
	・基本目標と具体的施策の策定及び重要業績評価指		
	標の検討、設定方法が示されているか。		
	・那珂市総合計画後期基本計画の目的、趣旨を踏ま		
	えているか。		
人口ビジョン・	・国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所の推計	_	1 5
地域ビジョン	等の各種調査の最新値を踏まえたビジョン策定とな		
に関する提案	っているか。		
	・人口の現状分析について、人口動向分析や将来人		
	口の推移と分析、人口の変化が地域の将来に与える		
	影響の分析、考察の方法が具体的に述べられている		
	か。		
	・人口の将来展望について、目指すべき将来の方向、		
	人口の将来展望、人口ビジョンについて、分析・考		
	察の方法が具体的に述べられているか。		
ワークショップ	・住民参加型ワークショップについて、開催回数や	_	1 5
に関する提案	地域課題または取組テーマの設定が的確か。		
	・他自治体で行ったワークショップの実例紹介があ		
	るか。		
合 計		2 5	100

## (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案者すべてに文書にて通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者については、選定後、速やかに市ホームページにおいて公表する。

審査の経緯及び内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 10 契約の締結

- (1) 審査結果の公表後、速やかに優先交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。企画提案者の記載事項は、原則として、契約締結時における仕様書に採用することとするが、具体的な内容については、協議調整のうえ決定する。
- (2) 優先交渉権者との本業務委託契約の締結交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、次点交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。なお、契約の締結交渉が合意に至らなった場合において、本業務の受託準備に要した費用は補償しない。

# 11 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1)提出書類等の内容に虚偽の記載や説明があった場合
- (2) 審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為が発覚した場合
- (3) 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しなかった場合
- (4) 見積書の金額が予算上限額を超過している場合
- (5) 「4 参加資格」に掲げる資格を有しない者が企画提案書等を提出した場合

### 12 その他の留意事項

- (1)提出書類の準備等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 期提出された書類等は返却しない。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は原則として認めない。
- (4) 提出された書類等は、本事業の選定に関わること以外に参加者に同意なく使用しない。
- (5) 電子メールの不着等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。

#### 13 スケジュール

(3) 質問書提出期限 令和6年 1月17日(水)午後5時

(4) 質問書回答 令和6年 1月22日(月)

(5)参加意向申出書提出期限令和6年1月24日(水)午後5時(6)提案書等提出期間令和6年1月25日(木)午前9時から

令和6年 2月 2日(金)午後5時まで

(7) プレゼンテーション審査令和6年 2月14日(水)(8) 審査結果の通知令和6年 2月21日(水)(9) 契約締結(予定)令和6年 3月上旬予定

### 14 提出・問い合わせ先

那珂市企画部政策企画課(担当:牧野)

住所: 〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

Tel: 029-298-1111 (内線437) Fax: 029-298-1357

Mail: seisaku-k@city.naka.lg.jp